農地転用許可申請（届出）に係る協議

内容の引継ぎについて（お願い）

本書は、農地及び営農環境を保全するために必要となる引継ぎ事項を明確にし、確実に履行されるように提出を求めるものです。

本書を提出しないことにより、農地転用許可申請（届出）の審議の際、申請者（譲受人）に対して不利益が生じるものではありませんが、本書の趣旨をご理解頂き、ご協力をお願い致します。

　また、農地転用許可申請（届出）に際し、下記内容を確認して頂き、履行して頂ける方は本書に署名・押印のうえ提出してください。

記

**１．　農地転用許可申請（届出）時に提出した計画図面どおりに施工する**

**２．　農地転用許可（届出）後に何らかの理由により当該申請（届出）地を売却する場合、買主（売却先）に対して許可申請（届出）時に提出した計画図面及び趣旨について説明を行い、現況の水路・会所桝等の機能を損なわないよう引継ぎを行う**

王寺町農業委員会　　殿

王寺町　　殿

上記事項を遵守し、履行することを了承致します。

令和　　　年　　　月　　　日

申請者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞